

「元気なふるさと・雄湯郷^{ゆーとぴあ}づくり県民運動」
顕彰事業実施要綱

（目 的）

第1 地域に住む人たちの自主的・主体的な地域活動を「元気なふるさと・雄湯郷づくり県民運動」として推進するため、現に県民運動に取り組んでいる者を表彰するとともに、県民運動に対する機運醸成を図ることを目的とする。

（表彰対象）

第2 表彰する対象は、管内にある団体・個人で次の要件を満たす者とする。

- （1）地域において地域のための活動に継続的に取り組んでいること。
- （2）その活動が、今後も地域で広がることが見込まれるとともに、他の模範となっていること。
- （3）過去に受賞歴のある団体・個人（その活動の一部を引き継いだ団体等を含む。）でないこと。

（募 集）

第3 第2に該当し、表彰を受けようとする者は自ら別紙推薦書を提出するものとする。
また、地域振興局長は市町村又は関係団体等に対し、表彰対象者の推薦を依頼することができる。

（受賞者の決定）

第4 受賞者の決定は、次により行う。

地域振興局長は、地域振興局・市町村等で構成する選考委員会を設置し、受賞者を決定する。

（表 彰）

第5 地域振興局長は、受賞者に対して表彰状を授与する。

（受賞者の協力）

第6 受賞者は、自らの活動に関する積極的な情報提供や他団体への支援を通して、県民運動の普及・推進に協力するものとする。

附 則

この要綱は、平成19年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 7 月 14 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 8 年 8 月 10 日から施行する。